税及び復興特別所得税の額から

法第百八十一条及び特別措置法第二十八条第一項

税及び復興特別所得税の額を

税及び復興特別所得税の額）

を

第二百二十条の二各号	係る所得税の額
	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額

得税及び復興特別所得税の額

合計額

二百十二条及び特別措置法第十八条第一項（源泉徴収義務）の

得税及び復興特別所得税の額から

得税及び復興特別所得税の額を

得税及び復興特別所得税の額）

を

第二百九十二条の六の二第一項第一号	所得税の額
	第二百十二条の等二
第二百九十二条の六の二第一項第二号	所得税の額から
	つき法第二百十二条
	所得税の額を
	所得税の額）の所

に、「第五号」を「第六号」に、

復興特別所得税

を

第二百九十二条の六の二第一項各号	係る所得税の額
	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額

び復興特別所得税

に、

所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
所得税の額に	所得税及び復興特別所得税の額の合計額に

を

所得税の額か

ら　所得税及び復興特別所得税の額の合計額から

に、

第三百条第四項	所得税の額
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額

を

所得税の額から

所得税及び復興特別所得税の額の合計額から

に、

第三百条第四項	係る所得税の額
	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額（金額）
	金額と当該収益の得税の額とのうち い金額）

及び復興特別所得税の額

額から

を

所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
所得税の額）	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

興特別所得税

分配に係る所いずれか少な

に、

の規定により徴収された	及び特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収された

を

係る所得税の額	の係

る所得税及び復興特別所得税額の合計額

に改め、同条第四項中「及び」の下に「集団投資信託（」を、「規定する集団投資信託」の下に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「同条に規定する控除外国所得税の額のうち当該収益の分配につき同法第百八十一条又は第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える金額（当該金額が支払を受けた当該集団投資信託の収益の分配に係る復興特別所得税の額を超える場合には、当該復興特別所得税の額）」を「控除外国所得税の額（同法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定により当該集団投資信託の同令第三百条第二項又は第三百六条の二第一項に規定する収益の分配（同法第百七十条の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの、租税特別措置法第三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等並びに同法第八条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等及び配当等を除く。以下この項において同じ。）に係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額から控除すべき同令第三百条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の同条第二項又は同令第三百六条の二第一項に規定する収益の分配（所得税法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限り、同法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。以下この項において同じ。）の額の総額のうちに支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が同法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の同令第三百条第九項又は第三百六条の二第七項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）をいう。）のうち当該支払を受けた収益の分配に係る所得税の額を超える金額」に改める。

（所得税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十条　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、所得税法施行令第三百十九条の十二の改正規定中「第三百十九条の十二」を「第三百十九条の十一」に改め、同令第三百十九条の十三（見出しを含む。）の改正規定中「第三百十九条の十三」を「第三百十九条の十二」に、「第二百三条の六」を「第二百三条の七」に、「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改める。

附則第一条第四号イ中「第三百十九条の十二」を「第三百十九条の十一」に改め、同条第六号中「第三百十九条の十三」を「第三百十九条の十二」に改める。